

## 農地中間管理事業に関するよくある質問 Q&A

### ◆農地を貸したい方

(問1)

農地を貸したい場合、どこに相談すればいいですか？

(答)

県農業振興公社（以下「機構」という。）又は最寄りの市町村農政担当課、農業委員会、農業協同組合にある相談窓口にご相談ください。

(問2)

どんな人が機構に農地を貸せますか？

(答)

農業をリタイアしたいという方や経営規模を縮小したいという農家の方などが機構に農地を貸すことができます。

また、地域の担い手が分散している農地を相互間で交換したいときなどに機構を活用することができます。

(問3)

どんな農地でも機構は借り受けるのですか？

(答)

機構が借受できる農地は、農業振興地域内の農用地等で、機構が定める借受ルールに基づき借受を判断します。

例えば、再生不能と判定されている遊休農地や農用地等として利用することが著しく困難な農用地等などについては、機構は借り受けないことになっています。

(問4)

農地の賃貸料（賃料）はどうやって決まりますか？

(答)

農地の賃貸料は、当該地域における整備状況等が同程度の農用地の賃貸料を基本とし、機構が相手方と協議の上決定します。

(問5)

抵当権が設定してある農地を機構に貸したいが、解除の必要がありますか？

(答)

抵当権の解除の必要はありません。

(問6)

農地を機構に貸したいが、貸付期間は何年でもいいのですか？

(答)

機構への貸付期間は、原則10年以上としています。

(問 7)

機構に貸した農地の貸付けは、どのようにして決まるのですか？

(答)

機構が借り受けた農地の貸付けは、借受希望者を機構が公募し、機構が定める貸付先決定ルールにより決定されます。

(問 8)

機構に農地を貸し付ける農家に支援措置がありますか？

(答)

機構にまとまって農地を貸す地域や個々の農家が支援を受けられます。

地域でまとまって農地を預ける場合には「地域集積協力金」が、その地域へ交付されます。また、経営転換する農業者や農業をリタイアする農業者、農地の相続人にも協力金（経営転換協力金）が交付されます。

(問 9)

「地域集積協力金」の交付要件はどうなっていますか？

(答)

「地域」内の農地の一定割合以上が機構へ貸し付けられている場合、その地域に対する支援として地域集積協力金が交付されることとなります。

(問 10)

「地域集積協力金」はどれくらい交付されますか？

(答)

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額が交付されます。10a当たりの交付単価は、2割超5割以下が2万円、5割超8割以下が2万8千円、8割超が3万6千円です。(H26、H27の単価です。)

(問 11)

「経営転換協力金」の交付要件はどうなっていますか？

(答)

農業をリタイアする農業者の場合は、機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付け、かつ、農地が機構から受け手に貸し付けられることが要件となっています。

また、農業部門の減少により経営転換する農業者の場合、2つ以上の農業部門を営営するものが、1つ以上を廃止する場合は対象となります。

(問 12)

「経営転換協力金」はどれくらい交付されますか？

(答)

農地の貸付け面積に応じて1戸当たりへの交付単価が決められています。

交付単価は、0.5ha以下は30万円、0.5ha超～2.0ha以下は50万円、2.0ha超は70万円となります。

## ◆農地を借りたい方

(問1)

どうしたら農地を借りられますか？

(答)

まず、機構が行う借受希望者の募集（公募）に応募していただく必要があります。  
その後、機構が借受希望者を公表し、機構が貸付先決定ルールに基づいて、貸付者を決定します。

(問2)

借受者希望者の募集（公募）はいつ行われますか？

(答)

借受希望者の募集（公募）は、毎年5月に行うこととしています。  
なお、実施初年度の平成26年度は、地域の実施体制が整う7月頃に第1回の公募を行う予定にしています。

(問3)

農地を借りる期間や賃料はどれくらいになりますか？

(答)

機構が貸し付ける期間や賃料は、機構と借受希望者との協議により決定します。

(問4)

機構が借りた農地の貸付けは、どのようにして決定されるのですか？

(答)

機構が借り受けた農地の貸付けについては、原則として借受希望者の規模拡大や経営耕地の分散錯圃の解消に資することなどを踏まえて決定されます。また、当該農地に隣接し、農業経営を営んでいる借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うなどの優先配慮をするなど貸付先決定ルールに基づき決定されます。

(問5)

簡易な基盤整備をしていただいた後に農地を借りたいと思っているが、その場合の基盤整備費用はどうなるのですか？

(答)

簡易な基盤整備を行う場合は、機構が負担をした上で、借受希望者が整備後に負担することになります。